

# 新興感染症発生・まん延時への対策

(訪問看護事業所の皆様へ)

～医療措置協定の締結に向けた概要について～

令和6年(2024年)9月

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

## 滋賀県感染症予防計画の医療提供体制等を検討する際の前提条件

新型コロナウイルス感染症は、2020年に入ってから世界中で感染が拡大し、2022年8月までに感染者数は累計6億人を超え、世界的流行(パンデミック)をもたらした。

### 新型コロナ対応での最大値の体制を目指す。

#### 新型コロナウイルス感染症の主な特徴

【感染経路】 感染者(無症状病原体保有者を含む)から咳、くしゃみ、会話などの際に排出されるウイルスを含んだ飛沫・エアロゾルの吸入が主要感染経路と考えられている

【臨床像】 多くの患者は発症から1週間程度で治癒に向かうが、高齢や基礎疾患があると、重症化リスクが大きくなる

新型インフルエンザ等感染症・指定感染症で全国的にまん延のおそれがあるもの・新感染症が発生した際には、厚生労働大臣が、感染症法に基づき、病原体の検査方法、症状、診断・治療・感染の防止の方法、その他当該感染症の発生の予防又はまん延の防止に必要な情報を公表する。

→公表され次第、速やかに滋賀県感染症対策連携協議会を開催し、**医療措置協定等**に基づき、県の感染症対策を検討・実施することとなる。

なお、締結した医療措置協定について、新型コロナウイルス感染症の対応と同様の対応では感染対策できないなど、前提条件が大きく異なる新興感染症が発生した場合は、協定の内容を変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行う。

# 医療機関等との協定締結について

法律上の区分	大項目	小項目（協定のメニュー）	医療機関の種類
第一種協定指定医療機関	入院	病床	病院 有床診療所
第二種協定指定医療機関	入院以外の 医療提供	発熱外来	病院 診療所
		外出自粛対象者（※）への医療提供 ※自宅・宿泊療養者・高齢者施設等 での療養者	<b>訪問看護事業所</b> 病院 診療所 薬局

※上表は厚生労働省の資料より県が作成

- 協定の種類：①感染症患者を入院対応（第一種協定） ②入院**以外**の医療提供対応（第二種協定）
- 第二種協定指定医療機関は「発熱外来」と「外出自粛対象者への医療提供」の2つに区分
- 「外出自粛対象者への医療提供」を行う第二種協定指定医療機関には、「病院」「診療所」だけでなく「薬局」「**訪問看護事業所**」も含まれる

三 医療措置の内容 【訪問看護事業所】

<p>対応時期 (目途)</p>	<p>流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)</p>
<p>対応の内容</p> <p>※対応可能なものでいずれか1つ以上  (1は必須)</p>	<p>1 訪問看護が可能 2 電話による健康観察が可能 3 オンラインによる健康観察が可能 4 訪問による健康観察が可能</p> <p>※1 高齢者施設、障害者施設への対応の可否を記載 (例)高齢者施設への対応可能、障害者施設への対応可能等 ※2 <u>平時における利用者のみ対応可能または平時における利用者以外も対応可能等、対象者について明記</u></p>

参考

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、**年1回以上**、次に掲げる準備を行うよう**努める**ものとする。

一 乙の訪問看護事業所において、**最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修**を実施する、または、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

二 **措置を講ずるに当たっての訓練**を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。



国、国立感染症研究所、滋賀県等が主催する研修または訪問看護事業所で開催される研修等に参加。  
内容例) 次期新興感染症発生時に訪問看護事業所に求められる役割・改正感染症法での立ち位置・協定内容についてPPEの着脱訓練等  
※研修・訓練の内容について県として特に指定するものではありません。

# 医療措置協定の記載内容について

## ①目的

②要請 都道府県は、新興感染症等公表期間において、医療措置を講ずるよう要請するものとする。

③医療措置の内容 自宅療養者等への訪問看護(医療提供)、健康観察の可否

1. 訪問看護(医療行為の提供有り)
2. 電話による健康観察(聴覚情報のみ)
3. オンラインによる健康観察  
(聴覚・視覚情報で患者の情報を確認できる方法による)
4. 訪問しての健康観察(医療行為の提供無し)

「平時の利用者のみ」  
「新規利用者も可」を  
それぞれ選択可能です

④個人防護具の備蓄【任意】

⑤措置に要する費用の負担 滋賀県の予算の範囲内において、県が医療機関に補助を行います。

⑥最新の知見についての情報提供等

⑦協定の有効期間 有効期間は3年間とし、更新しない旨の申し出がない場合は同条件で更新するものとする。

⑧協定の措置を講じていないと認められる場合の措置

⑨協定の実施状況等の報告

⑩平時における準備(研修など)

⑪疑義等の解決 協定に定めのないものは協議し定める。

# 自宅療養者への医療提供・健康観察における関係体制図(訪問看護事業所)

平時

訪問看護  
事業所



滋賀県

- ・研修の実施または、外部機関が実施する研修に参加
- ・措置を講ずるための訓練を実施
- ・有事の際の対応の流れを点検
- ・個人防護具の備蓄(任意)

- ・医療従事者向けの研修の企画・運営
- ・協定の実施状況の確認
- ・3年毎に協定を更新

有事

訪問看護  
事業所



要請

滋賀県

訪問看護  
・  
健康観察(委託)



自宅療  
養者



高齢者・  
障害者施設

- ・新興感染症に関する最新の知見についての情報提供
- ・協定の実施状況の確認
- ・県の予算の範囲において協定内容の実施に必要な補助を行う(発生時に詳細を定める)

# 医療措置協定締結の留意事項について

- ①滋賀県から協定締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならないこととされています。(感染症法第36条の3第2項)
- ②医療機関と滋賀県が協議し、双方合意のもと協定を締結します。
- ③医療機関または滋賀県から、更新しない旨等の申し出がない場合、同一条件により3年間更新します。(初回は令和9年3月31日まで)
- ④正当な理由がなく協定に基づく措置を講じていない場合は、都道府県は感染症法等に基づく措置を行うことができますとされていますが、正当な理由があればこの限りではありません。
  - ※正当な理由の例(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインより)
  - ・医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
  - ・ウイルスの性状等が協定締結時に想定したものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合
  - ・感染症以外の自然災害等により人員や設備が不足している場合等
- ⑤協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされています。(感染症法第36条の3第5項/第36条の6第2項)  
【公表される内容(予定)】 協定を締結した医療機関等機関名／締結した協定の内容
- ⑥協定締結後、都道府県知事が必要があると認めるときは、協定に基づく措置の実施状況等の報告(G-MISを想定)を求めることができますとされています。  
(感染症法第36条の5第1項/第36条の8第1項)

# 医療措置協定締結の手順

STEP1	訪問看護事業所 ↓ 県	入力フォームより医療措置協定の締結に必要な情報を入力 
STEP2	県 ↓ 訪問看護事業所	入力フォームの情報をもとに医療措置協定(案)を作成、入力フォームで登録したメールに送付
STEP3	訪問看護事業所 ↓ 県	内容に確認いただき、問題なければ指定申請書を開設者から提出
STEP4	県 ↓ 訪問看護事業所	医療措置協定を締結、第2種協定指定医療機関(感染症指定医療機関)に指定

滋賀県健康医療福祉部  
健康危機管理課企画係

電話：077-528-3584

メール：[coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp](mailto:coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp)